

令和2年度

松伏町情報公開制度実施状況 松伏町個人情報保護制度施行状況 報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 7
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 11

松伏町

令和2年度 松伏町情報公開制度実施状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和2年度の公文書の開示請求の件数は12件（令和元年度は5件）で、開示請求の対象となった公文書数は37件（令和元年度は11件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、100パーセント（令和元年度は100パーセント）となっています。開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 () は令和元年度

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	
町長	7 (5)	2 (1)	13 (6)	3 (4)	18 (11)
教育委員会	4 (0)	3 (0)	9 (0)	0 (0)	12 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	1 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)
合 計	12 (5)	12 (1)	22 (6)	3 (4)	37 (11)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文

書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	2件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	1件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	5件
県外に住所を有する個人	0件
県外に住所を有する法人	4件
合計（表1の受付件数と合致します。）	12件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不存在を含む。)	計
町長	総務課	1件	5件	0件	6件
	企画財政課	0件	0件	0件	0件
	住民ほけん課	0件	0件	1件	1件
	税務課	0件	0件	2件	2件
	いきいき福祉課	0件	1件	0件	1件
	すこやか子育て課	0件	2件	0件	2件
	環境経済課	1件	1件	0件	2件
	新市街地整備課	0件	3件	0件	3件
	まちづくり整備課	0件	1件	0件	1件
教育委員会	教育総務課	1件	6件	0件	7件
	教育文化振興課	2件	3件	0件	5件
議会	議会事務局	7件	0件	0件	7件
合計		12件	22件	3件	37件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	4月22日	町長 (環境経済課)	2017年1月17日開札 北部拠点活性化事業改修工事 松伏町大字築比地674番地2 数量計算書、経費計算書、積算根拠を含む金 入り設計書のすべて(図面は除く)	積算書(北部拠点活性化事業改修工事)	開示		5月1日
2	4月22日	教育委員会 (教育総務課)	2016年3月30日開札 松伏第二中学校大規模改修工事 数量計算書、経費計算書、積算根拠を含む金 入り設計書のすべて(図面は除く)	松伏第二中学校大規模改修工事 積算書	開示		5月1日
3	4月22日	教育委員会 (教育文化 振興課)	2017年10月20日開札 B&G海洋センター改修工事 松伏町ゆめみ野東三丁目14番地8 数量計算書、経費計算書、積算根拠を含む金 入り設計書のすべて(図面は除く)	B&G海洋センター改修工事 積算書	開示		5月1日
4	4月22日	教育委員会 (教育文化 振興課)	2017年10月16日開札 赤岩地区公民館改修工事 松伏町大字上赤岩1253番地 数量計算書、経費計算書、積算根拠を含む金 入り設計書のすべて(図面は除く)	赤岩地区公民館改修工事 積算書	開示		5月1日
5	5月19日	議会 (議会事務局)	平成30年5月29日、8月27日、10月 23日、11月28日、令和元年5月29 日、8月26日に議会運営委員会において 協議した町議会の議員定数および議員報酬 についての議事録及びその時の資料	松伏町議会運営委員会記録及び資料 (平成30年5月29日)	開示		6月2日
				松伏町議会運営委員会記録及び資料 (平成30年8月27日)	開示		
				松伏町議会運営委員会記録及び資料 (平成30年10月23日)	開示		
				松伏町議会運営委員会記録及び資料 (平成30年11月28日)	開示		

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	松伏町議会運営委員会記録及び資料 (令和元年5月29日)	開示		6月2日
				松伏町議会運営委員会記録及び資料 (令和元年8月26日)	開示		
				議会運営委員会の議員定数及び議員報酬 の協議結果報告書	開示		
6	7月6日	町長 (総務課、いきいき福祉課、すこやか子育て課、新市街地整備課、まちづくり整備課)	電力供給契約している町内公共施設の最新月の電力料金の請求書(契約種別、契約電力、基本料単価、力率が明記されているもの) 最新月の請求書に記載されている過去12か月の需要電力で最も大きい値(kw)	電気料金等請求書(松伏町役場)	部分開示	条例第6条第2号	7月16日
				電気料金等請求書(北部サービスセンター)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(町立第一保育所)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(調整池公園ポンプ場)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(まつぶし緑の丘公園)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(下水道汚水中継ポンプ場)	部分開示	条例第6条第2号	
6.1	7月6日	教育委員会 (教育総務課、教育文化振興課)	電力供給契約している町内公共施設の最新月の電力料金の請求書(契約種別、契約電力、基本料単価、力率が明記されているもの) 最新月の請求書に記載されている過去12か月の需要電力で最も大きい値(kw)	電気料金等請求書(松伏小学校)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(金杉小学校)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(松伏第二小学校)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(松伏中学校)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(松伏第二中学校)	部分開示	条例第6条第2号	

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	電気料金等請求書(学校給食センター)	部分開示	条例第6条第2号	7月16日
				電気料金等請求書(中央公民館)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(B&G海洋センター)	部分開示	条例第6条第2号	
				電気料金等請求書(多世代交流学習館)	部分開示	条例第6条第2号	
7	8月7日	町長 (すこやか子育て課)	松伏町児童館の現在の指定管理者 ・H29年度指定管理申請書類の事業提案書、収支提案書	公の施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書(現在の松伏町児童館の指定管理者が平成29年度松伏町児童館指定管理者指定申請書として提出した分)	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	9月18日
8	10月12日	町長 (税務課)	①:土地・家屋課税台帳の電磁的記録。 ②:①が存在しない、又は開示が不可能の場合は、課税台帳以外の文書で、松伏町内の土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録。	土地・家屋課税台帳	不開示	条例第6条第6号	10月16日
				課税台帳以外の文書で、松伏町内の土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録	不開示	不存在	
9	11月16日	町長 (総務課、環境経済課、新市街地整備課)	令和2年11月13日現在で加入中の損害保険の証券及び明細書。証券に補償内容(保険の対象、保険金額・支払限度額含む)が記載されていない場合は補償内容が分かるもの。(約款は除く) ただし次の要件に該当する契約は除く。 ・保険期間が1年未満の短期契約 ・保険料が20万円未満の契約 ・全国市有物件共済会などで加入している共済契約	費用・利益保険証券	部分開示	条例第6条第2号	11月27日

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	・全国町村会総合賠償補償保険加入依頼書(全国町村会総合賠償補償保険加入証) ・全国町村会総合賠償補償保険加入のご案内	部分開示	条例第6条第2号	11月27日
				・非常勤職員公務災害補償保険加入依頼書(非常勤職員公務災害補償保険加入証兼保険料相当額領収書) ・非常勤職員公務災害補償保険の手引きのうち7ページから13ページまで「第3章 保険の内容」	部分開示	条例第6条第2号	
				・自治体委託業務等災害補償保険加入依頼書 ・自治体委託業務等災害補償保険制度の手引のうち8ページから17ページまで「第3章 保険の内容」	部分開示	条例第6条第2号	
				自動車リース契約書	部分開示	条例第6条第2号	
				スポーツファシリティーズ保険制度加入依頼書(加入者証兼領収書)	部分開示	条例第6条第2号	
10	1月25日	町長 (住民ほけん課)	2020年1月1日から2020年12月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料	令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料	不開示	不存在	2月1日
11	3月22日	町長 (総務課)	令和3年2月13日、2月14日の休日勤務出退表	休日勤務出退表(令和3年2月13日及び令和3年2月14日分)	開示		3月30日

令和2年度 松伏町個人情報保護制度施行状況報告書

松伏町個人情報保護条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、町の実施機関に対して個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をする場合は、松伏町個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有開始（通知事項変更）通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイルは、本庁舎1階町政情報コーナーで閲覧することができます。なお、松伏町個人情報保護条例に基づく個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の登録件数（令和3年3月31日現在）

個人情報ファイル簿	205
-----------	-----

2 保有個人情報の開示等の実施状況

松伏町個人情報保護条例に基づく令和2年度の保有個人情報の開示請求等の件数は5件（令和元年度は3件）で、開示請求の対象となった公文書数は13件（令和元年度は5件）でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況（ ）は令和元年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町長	5 (3)	7 (1)	6 (4)	0 (0)	13 (5)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	5 (3)	7 (1)	6 (4)	0 (0)	13 (5)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
住民ほけん課	7	6	0	13
合 計	7	6	0	13

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

区 分	申立件数	却 下	決定取消等開示	審査会への諮問件数		
開示関係	0	0	0	0		
				全部開示	一部開示	不開示
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
訂正関係	0	0	0	0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
利用停止 関係	0	0	0	0		
				利用停止	消去	提供停止
				0	0	0

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間）

No.	請求月日	実施機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び不開示理由	決定月日
1	8 月 7 日	町長	〇〇〇〇〇の平成〇〇年〇月から令和〇年〇月〇日までの印鑑登録証明書交付申請書	印鑑登録証明書交付申請書（令和〇年〇月〇日付）	開示		8 月 1 7 日
2	9 月 1 4 日	町長	令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までの期間における〇〇〇〇の住民票交付請求書	住民票等交付請求書（令和〇年〇月〇〇日付）	部分開示	条例第 1 6 条第 2 号及び第 3 号	9 月 2 5 日
				住民票等交付請求書（令和〇年〇月〇日付）	部分開示	条例第 1 6 条第 2 号及び第 3 号	
3	1 2 月 1 1 日	町長	平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までの〇〇〇〇の住民票及び戸籍証明書を交付請求したもの	住民票等交付請求書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付）	開示		1 2 月 2 4 日
				戸籍証明書等の交付申請書（平成〇〇年〇月〇〇日付）	開示		
				戸籍証明書等の交付申請書（平成〇〇年〇月〇〇日付）	開示		
				住民票等交付請求書（令和〇年〇月〇〇日付）	開示		
				住民票等交付請求書（令和〇年〇〇月〇〇日付）	開示		
				住民票等交付請求書（令和〇年〇月〇〇日付）	開示		
				戸籍謄本等職務上請求書（令和〇年〇〇月〇〇日付）	部分開示	条例第 1 6 条第 2 号及び第 3 号	

No.	請求月日	実施機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び不開示理由	決定月日
(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	(前頁から続き)	住民票の写し等職務上請求書(令和〇年〇〇月〇〇日付)	部分開示	条例第16条第2号及び第3号	12月24日
4	1月28日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書(令和〇年〇月〇〇日付住第〇〇〇〇号)に係る戸籍謄本及び戸籍の附票の写しの請求書	郵送による戸籍証明書等交付申請書及び委任状(本人通知制度による通知(令和〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇号)に関するもの)	部分開示	条例第16条第2号	2月2日
5	1月28日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書(令和〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇-〇号)に係る戸籍の附票の写しの請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(本人通知制度による通知(令和〇年〇月〇〇日付け住第〇〇〇〇-〇号)に関するもの)	部分開示	条例第16条第2号及び第3号	2月2日

令和2年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和2年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
	令和2年度は、開催されませんでした。	